

議事日程(第6号)

令和7年12月18日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第90号 うきは市総合交流ターミナルの指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第97号 うきは市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第98号 うきは市議会議員及びうきは市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第91号 うきは市総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第92号 うきは市ゆうゆうセンターの指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第93号 うきは市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第94号 うきは市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第99号 うきは市文化施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第82号 令和7年度うきは市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第10 陳情第3号 陳情書(うきは市内の子ども食堂に対し補助金の増額等財政面の支援)
- 日程第11 追加議案上程 議案第100号から議案第109号まで 10件
- 日程第12 市長の提案理由説明
- 日程第13 議案第105号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第106号 うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第107号 うきは市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第108号 うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第109号 うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第100号 令和7年度うきは市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第19 議案第101号 令和7年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第20 議案第102号 令和7年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

日程第21 議案第103号 令和7年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）

日程第22 議案第104号 令和7年度うきは市下水道事業会計補正予算（第4号）

日程第23 閉会中の調査の申出について

（総務産業常任委員会）

（1）農業振興に関する調査

（2）地域おこし協力隊の活動及び今後の目標に関する調査

（3）所管事務調査

（厚生文教常任委員会）

（1）浮羽究真館高校支援に関する調査

（2）所管事務調査

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第90号 うきは市総合交流ターミナルの指定管理者の指定について

日程第2 議案第97号 うきは市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第98号 うきは市議会議員及びうきは市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第91号 うきは市総合福祉センターの指定管理者の指定について

日程第5 議案第92号 うきは市ゆうゆうセンターの指定管理者の指定について

日程第6 議案第93号 うきは市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第7 議案第94号 うきは市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第8 議案第99号 うきは市文化施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第82号 令和7年度うきは市一般会計補正予算（第4号）

日程第10 陳情第3号 陳情書（うきは市内の子ども食堂に対し補助金の増額等財政面の支援）

日程第11 追加議案上程 議案第100号から議案第109号まで 10件

日程第12 市長の提案理由説明

日程第13 議案第105号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第106号 うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第107号 うきは市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

日程第16 議案第108号 うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第109号 うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第100号 令和7年度うきは市一般会計補正予算（第5号）

日程第19 議案第101号 令和7年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第20 議案第102号 令和7年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

日程第21 議案第103号 令和7年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）

日程第22 議案第104号 令和7年度うきは市下水道事業会計補正予算（第4号）

日程第23 閉会中の調査の申出について

（総務産業常任委員会）

（1）農業振興に関する調査

（2）地域おこし協力隊の活動及び今後の目標に関する調査

（3）所管事務調査

（厚生文教常任委員会）

（1）浮羽究真館高校支援に関する調査

（2）所管事務調査

出席議員（13名）

2番 高木亜希子君

3番 高松 幸茂君

4番 樋口 隆三君

5番 組坂 公明君

6番 佐藤 裕宣君

7番 野鶴 修君

8番 竹永 茂美君

9番 岩淵 和明君

10番 中野 義信君

11番 佐藤 湛陽君

12番 伊藤 善康君

13番 熊懷 和明君

14番 江藤 芳光君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 岡村 順子君 記録係長 上村 貴志君
記録係 中寫二佐子君

説明のため出席した者の職氏名

市長	権藤 英樹君	副市長	吉村 祥一君
教育長	樋口 則之君	市長公室長	石井 太君
総務課長	浦 聖子君	監査委員事務局長	木下 英樹君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	高山 靖生君
財政課長	高瀬 将嗣君	企画政策課長	手島 直樹君
税務課長	大石 恵二君		
市民生活課長兼人権・同和对策室長兼男女共同参画推進室長		山崎 穰君	
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	宮崎 公子君
建設課長	雨郡 智也君	都市整備課長	辻 宏和君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長		柳原由美子君	
農林振興課長兼農業委員会事務局長		森山 益資君	
学校教育課長	江藤 良隆君	生涯学習課長	佐藤 重信君
自動車学校長	松竹 信彦君		

午前9時00分開議

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めましておはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元のタブレットに掲載してあるとおりであります。

日程第1. 議案第90号

日程第2. 議案第97号

日程第3. 議案第98号

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、議案第90号うきは市総合交流ターミナルの指定管理者の指定についてから日程第3、議案第98号うきは市議会議員及びうきは市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については総務産業常任委員会に付

託をいたしておりました。審査の経過及び結果について、一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） それでは、ただいま議題となりました議案第90号うきは市総合交流ターミナルの指定管理者の指定についてから議案第98号うきは市議会議員及びうきは市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでは、当委員会に審査を付託されておりましたので、審査の経過と結果について、要点について報告いたします。

まず、議案第90号うきは市総合交流ターミナルの指定管理者の指定については、浮羽町山北に開設しているうきは市総合交流ターミナル・道の駅うきはの管理運営について、令和8年3月31日で指定管理期限を迎えることから、4月1日以降の指定管理者の指定を行うものです。

なお、開設以来、現在の指定管理者、うきはの里株式会社が行っており、今回、令和13年3月31日までの5年間、同様にうきはの里株式会社を指定管理者とするものであります。

指定管理者の業務は、1つ、施設の運営及び維持管理、2つ目は農林水産物の販売管理、3点目に交流拠点としての情報受発信が主なものになります。

うきはの里株式会社の事業運営に関しては、定期の会議・職員研修等、適切な運営と利用者増に努力し、令和6年度の売上げは約13億5,883万円、前年比101%と推移しています。令和7年度は売場面積が増え、利用者が増加しており、継続して指定管理者としたいとの説明がありました。

委員からは、指定管理の期間について、経済状況を考慮して5年から3年に変更するとの説明がなされている事業もあり、市の方向性が分からない、また、うきはの里株式会社の経営報告が9月議会であったが、疑問な点は残っているので全協での定期的な報告が望ましいとの要望が出されました。さらに、農産物生産者は特に担い手の面で課題が多い、生産現場の育成支援をする仕組みを持続してほしいとの意見が出されております。

執行部からは、指定管理の期間はこれまでの間、実績を見て3年から5年に変えている、うきはの里株式会社は利益もしっかり上げている状況を確認している、生産現場への支援については、生産者の会は減少していないが高齢化が進んでおり、担い手対策として農林振興課、道の駅と連携して取り組んでいく必要があると認識しているとの説明でありました。

以上質疑し、議案第90号は全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第97号うきは市行政組織条例の一部を改正する条例の制定については、組織変更を実施するもので、業務を集約化することなどにより、住民の利便性、組織全体の最適化を図るとの説明でありました。

具体的には、令和8年4月1日施行で、第1は課・室の新設で、こどもみらい課・福祉課・デ

デジタル推進室を新設するものです。

第2に、課の名称変更としては、うきはブランド推進課を商工観光振興課とするものであります。

第3に、所掌事務の変更、すなわち現在の事業業務を別の部署へ移動、移管するもので、子ども子育て支援、母子保健、子ども医療などをこどもみらい課へ集約、DX推進に係る業務をデジタル推進室が所管、重度障がい者医療は福祉課に移管、山村振興に係る業務の主なものを農林振興課へ移管、空き家対策に係る業務を建設課へ集約することなどの内容であります。

委員会では委員から、今回の組織条例の内容について、条例の体系について質疑がありました。また、組織全体に関係する内容であることから、両常任委員会合同による連合審査を実施すべきではないかとの意見が出され、会議規則第103条の規定による連合審査会を厚生文教常任委員会へ申し入れ、実施しました。

総務産業常任委員会及び連合審査会において、各委員より様々な意見、質疑が出されております。主なものについてまとめて報告をいたします。

まず、今さらではあるが、第1条の市長公室長以下に記載する課及び室について、横並びになっている。室や課は上下がない同列という認識か。室と課の序列を整理すべきだったのではないか。括弧付きの室についても括弧がないものとの違いが分からない。その辺りの議論はされたのかという質疑が出されました。

執行部からは、括弧付きの室と括弧がない室の違いについて、括弧付きの室は、課全体の業務に密接に関わる位置づけとなっており、課の枠組みの中で業務を遂行する形態を取る。括弧のない室は、課とは別個に独立した組織単位として設置し、特定の施策や課題に対し専属的に取り組むため独立しているとの回答がありました。以上の回答を踏まえながらも、室ではなく係での運用なども考えられ、今後、第1条の組織体系の在り方については、引き続き今後の機構改革の中で分かりやすく整理していくことを確認いたしました。

また、課の名称が変わる商工観光振興課は一般市民の目線で見ると分かりやすい在り方になるとの意見がありました。執行部からは、地域振興の業務を一部商工観光振興課で担うというところもあって名称変更し、観光をはじめ、様々な業務を行うところで考えているとの説明がありました。

次に、デジタル推進室について、デジタル推進室の位置づけをどのように考えているかという質疑や、人材が確保できるかとの質問がありました。

執行部からは、国による行政システムの標準化もあるが、現在がデジタル推進についての事務を所掌する部署を定めていない課題もあり、市役所内だけでなく市民のデジタル化の部分も考えながら総合してデジタル化の仕組みを考えるために設置するものであります。デジタル推進室は

課にすることも考えたが、相当の準備も必要であり、こういったものを市として住民目線でDXすべきかの整理ができていないため、1年間をかけて整理を行う意味も含め、現時点では一步手前で考えているとの説明でありました。また、DXの人材確保については外部の人材を今後入れるところで人材の検討を進めているとの回答がありました。

次に、農林振興課に山村振興に係る業務が再編されることへ、林業施策が後退するのではないかとの質疑がありました。執行部からは、林政に精通する職員を育てていく必要があると考えている、課として農業部門もあり、一体的にすることが山村振興にプラスと判断して見直しをしたとの回答がありました。

最後に委員から、新しい組織についての事務分掌についてまだ調整中ということだが、より丁寧に市民サービスの関係を配慮した形とすること、人員体制や事務分掌がどのようになるのか議会に説明してもらうことの要望が出されております。

以上のとおり、総務産業常任委員会に付託された案件ですが、うきは市行政組織の機構改革であることから厚生文教常任委員会との連合審査を行い、委員会でも慎重審査を行い、議員皆さんの意見を伺いながら、採決した結果、議案第97号は全会一致で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第98号うきは市議会議員及びうきは市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、公職選挙法に基づき、運転手の雇用、ポスター作成などについて、単価、利用限度額を定めて公費負担とする内容を定めていますが、新たにビラ作成費を追加するものであります。

市議選は4,000枚、3万3,520円、市長選挙では1万6,000枚、13万4,080円を上限とするものであります。告示後の有権者向けに候補者が広報するもので、公費負担することにより、候補者の選挙運動に係る負担を軽減し、立候補の機会均等を図る目的とするものであります。

なお、法定得票に満たない場合は公費負担の対象外となるとの説明もありました。

委員からは、なぜ市民が物価高騰などで苦しい今のこの時期なのかという質疑や、制定しているところ、していないところについて確認する意見、枚数や金額の規定の根拠は何かなど、質疑がありました。

執行部からは、候補者の負担を軽減することで立候補を後押しできるものと考え、今回提案している。必ず公費負担するというわけではなく、申し出られた方の請求に基づき負担する。立候補される方も物価上昇で苦勞されていることだろうと思うため、総合的に判断し提案するとの説明でありました。制定状況は、9月時点で、福岡県内29市のうち16市が制定、13市が未制定。筑後エリアでは10市のうち7市が制定、3市が未制定であり、当市以外の2市も検討中と聞いている。規定の根拠については、公職選挙法と公職選挙法施行令に基づいて決まっているも

のであるとの説明がありました。

以上、質疑を行い、議案第98号は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告します。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括してお受けします。質疑のある方は議案番号を述べて質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第90号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第90号は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第97号について討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第97号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第98号について討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第98号は委員長の報告のと

おり可決することに決しました。

日程第4. 議案第91号

日程第5. 議案第92号

日程第6. 議案第93号

日程第7. 議案第94号

日程第8. 議案第99号

○議長（江藤 芳光君） 日程第4、議案第91号うきは市総合福祉センターの指定管理者の指定についてから日程第8、議案第99号うきは市文化施設条例の一部を改正する条例の制定についてまでは厚生文教常任委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について、一括して厚生文教常任委員長長の報告を求めます。2番、高木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高木亜希子君） 議題となりました議案第91号、92号、93号、94号、99号は当委員会に付託されましたので、審査の経過と結果を御報告いたします。当委員会では、12月12日に所管する各課の課長及び係長に出席を求め、詳細にわたり審査を行いました。主な内容を御報告いたします。

議案第91号うきは市総合福祉センターの指定管理者の指定については、うきは市総合福祉センターの指定管理者について、うきは市社会福祉協議会を指定するもので、公募によらない指定となります。指定期間は令和8年度の1年間です。平成19年10月から現在まで総合福祉センターの指定管理者の実績もあり、当該施設の性質や規模等を考慮し、うきは市社会福祉協議会が最も効果的な管理運営を行うことができるとの説明を受けました。

議案第92号うきは市ゆうゆうセンターの指定管理者の指定については、うきは市ゆうゆうセンターの指定管理者に、アメニティグループ（代表企業、株式会社サンアメニティ九州、構成企業、株式会社サンアメニティ）を指定するもので、公募によらない指定となります。指定期間は令和8年度の1年間です。老朽化が課題となっており、今後1年間をかけて施設の在り方や運営方針を見直すため、状況を熟知し、ゆうゆうセンターの指定管理者の実績もあるアメニティグループを指定するとの説明を受けました。

なお、当該企業は全国的に自治体や民間温泉施設の運営管理を行っています。

最近の利用状況ですが、ふれあい荘については1日約20名です。いきがいセンターは主に碁の愛用者の方々が午後に利用、そして、ゲートボール場については実際の利用はグラウンドゴルフ、ペタンク、キッズフットサル、各種イベントとなっています。

その中で、ふれあい荘の故障が多いとの指摘には、吉井町時代の施設のため、数年前から老朽化が生じている。修繕しながら運営しているとの回答がありました。また、高齢者には市内温泉

で利用できる温泉チケットの発行などを行っているため、切り替えていくのがよい。1回の故障で何百万円の修繕費がかかるため、管理運営の検討は十分行ってほしいとの指摘もありました。

議案第93号うきは市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてと議案第94号うきは市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、内閣府令で定める基準に従い条例を定める必要があるため、各条例を制定するものです。子ども・子育て支援法などが改正され、保育所に通っていない満3歳未満の子供を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位などで柔軟に利用できる新たな通園給付制度、いわゆるこども誰でも通園制度が創設されました。これに伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営について条例で定めることとしています。本市の場合、余裕活用型での運営となります。対象となる園は公立で4園、私立で1園です。医療的ケア児・障がい児の場合の受入れについては、看護師は医療的ケアの必要な子供がいる市内保育所に1名しかいない。ただし、身体や知的の障がい児は既に各園にいる。相談があれば、柔軟な対応及び配慮をしていくとの回答がありました。そして、保育士の補充方法については、既存の保育士で受入れ可能な人数をお預かりする形になる。保育士が多いほうが配慮などができるため、多めに配置していくことを予定している。設備の基準に合わせた改修工事の有無については、受入れをするに当たり、施設的には特段整備をする必要はないと考えている。足りない場合は市全体で対応するとの回答がありました。

議案第99号うきは市文化施設条例の一部を改正する条例の制定については、民間の資金を活用して公共施設の維持管理及び利用者サービスの充実を図るとともに、事業者地域活動や地域貢献の場を提供するため、ネーミングライツ制度の導入を図りました。3施設（うきは市文化会館、うきは市総合体育館、うきは市スポーツアイランド）、それぞれ基本5年間に対して募集を行い、うきは市文化会館に応募された事業者に対し審査を行った結果、ネーミングライツを取得する優先交渉権者を選定したため、文化施設条例の一部を改正するものです。第3条の第1号中の愛称、「白壁ホール」から「タカトリグループホールディングス白壁ホール」に改正となります。

それぞれの議案に対する討論はなく、いずれも全会一致で議案を可決することに決しました。

以上、議案に対する委員会審査の御報告を終了します。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括してお受けします。質疑のある方は議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第91号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第91号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第92号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第92号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第93号について討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第93号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第94号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第94号は委員長の報告のと

おり可決することに決しました。

次に、議案第99号について討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第99号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第9. 議案第82号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第9、議案第82号令和7年度うきは市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託をしておりました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） それでは、ただいま議題となりました議案第82号 令和7年度うきは市一般会計補正予算（第4号）について、当委員会の所管に関する部分について審査を付託されておりましたので、審査の経過と結果について主な点を報告いたします。

審査には、所管課の課長、係長に出席をいただき、説明を求めました。また、審査は歳出予算及び歳入となる財源を含め審査を行っております。款、項の順に主要な点のみ報告いたします。

まず、補正予算第2条の繰越明許費の追加について審査を行いました。1件は、令和7年度当初予算で計上した2款1項8目企画費、12節の委託費594万円は、総合計画書デザイン委託料ですが、内容は、総合戦略を含む本編をフルカラー100ページ500部、概要版フルカラー16ページ1万2,000部の印刷製本とデザインを含めた一括の費用を計上し、令和8年度に繰り越すものであります。

委員からは、前計画時との経費差額や、可能な限り部数減を求め、可能な範囲でのデータ配信などで縮減を求める要望が出されました。執行部からは、部数の変更はないが、紙代高騰と人件費、印刷コスト増により、約200万円上昇している。不要なところがあれば、できれば削って支出を抑えたいと考えているとの回答でした。

繰越明許については、もう一件、9款1項消防費については、歳出予算計上されていることから、その際に報告はさせていただきます。

次に、第3条の債務負担行為の補正について、1款1項1目10節議会だより印刷製本費33

3万1,000円及び12節会議録調製委託料231万円、続いて、2款1項2目10節広報うきは印刷製本費1,077万5,000円、8款4項1目11節役務費471万円は、いずれも令和8年度4月からの業務に支障を来さないため、単年度分限度額を計上するものです。水質検査料は、市営・県営住宅の水道検査料となります。令和8年4月以降、PFASの項目検査が追加され、検査料が上がっているとの説明がありました。2款1項14目12節委託料は、コミュニティセンター指定管理料4,150万5,000円、11か所分で、令和8年度から10年度までの3年分となります。

次に、歳出予算の審査について報告いたします。

2款1項5目庁舎管理費、14節工事請負費548万8,000円のうち500万円と17節備品購入費100万円は、うきは市行政組織の変更に伴い、西別館にこどもみらい課を新設し、るり色ふるさと館に教育長及び学校教育課と教育センターを移動することを検討しているとの説明がありました。そのため、西別館における壁撤去や配線等の工事、るり色ふるさと館の扉の工事等が必要との説明がありました。財源は、公共施設等適正管理推進事業債300万円と一般財源で賄うこととなります。

次に、2款1項8目企画費、18節負担金、補助及び交付金1,860万円は、ラグビータウンプロジェクト推進補助金ですが、特定財源企業版ふるさと納税1,080万円と一般財源780万円と財源内訳の記載がありました。一般財源を補助金に使うことなのかと確認したところ、企業版ふるさと納税で、納税の名目が分からないところがあり、一旦企画費に充当預かり分としていたもので、全て財源は企業版ふるさと納税を使っているとの説明でありました。

次に、2款1項9目地域活性化推進費の減額補正1,910万4,000円のうち、個性あるまちづくり事業費補助金700万円の減額では、3回分を計上していたが、1回分を不用額としたとの説明でありました。

委員からは、現状と今後についての確認をする質疑がありました。執行部からは、現在、地域団体にとって幅広く地域づくりに使える補助金であるとの認識の上、応募によって執行額が左右されており、再度の応募の可能性を考えて9月に追加補正を計上したが、今後は応募・採用数によって補正予算等で対応を考えていくとの説明でありました。

また、地域おこし協力隊に関する減額は、年度途中で着任や退任となったことから不用額を計上したとの説明であり、協力隊員の定住について意見が出されましたが、市内定住率は65%で全国的には比較的高いほうだが、もっと残ってもらえるように取り組むとの説明でありました。

次に、3款1項12目臨時給付金事業費、18節負担金、補助及び交付金9,296万4,000円の減額は、令和6年度実施した定額減税の関連で、推計所得により仮計算で計上していたが、前年度の所得確定により所要額に満たない方へ不足額の給付を行い、11月14日にて申請

期限となったことから、現時点での不用額を減額するものです。あくまで速報値ですが、対象者3,842名、振込決定済みが3,777名との説明がありました。

次に、6款1項3目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金498万8,000円は、施設園芸農家が11月から2月に使用する重油に対し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源に引き当て、うきは市が独自に支援するものであります。主な支援先は、トマト、イチゴ、花などを栽培する農家となります。国が実施する燃油高騰対策に農家が65%、国が35%を積み立てているが、価格高騰に対し、うきは市が約15%分を支援し、農家の経済的な負担を軽減するとの説明がありました。

委員からは、今年は値段が上がっているのかななどの質疑があり、補填単価は国が示す金額になるが、まだ出ていないとの説明がありました。

次に、6款1項5目農地整備計画費、18節負担金、補助及び交付金813万8,000円は、中山間地域等直接支払交付金について、令和7年4月から第6期がスタートしていますが、対象地が確定し、今回からネットワーク加算・スマート加算が追加されたための増額。財源は国の交付金を使い、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1との説明でありました。

委員からは、新川の8組織が合体し1つの組織となったが、先の見通し、持続性の面をどう見るかとの質疑が出されました。執行部からは、ネットワーク化加算は、小さい集落は人数が少ない中で事務負担が大きかったが、ネットワーク化することで事務を取りまとめて行えるようになった。大きめの集落から小さめの集落へ人員が手伝いに行くようにすることが取り組まれており、ネットワーク化する前より持続性が増していると考えているとの説明がありました。

次に、8款4項4目住宅建設費、16節公有財産購入費3,556万6,000円は、西隈上団地等整備事業に伴い、町営住宅と隣接する土地、旧県営住宅朝田団地跡地を土地開発基金で平成13年3月6日買い入れたものを、西隈上団地整備に伴い、一般会計から買い戻すものであります。面積は2,084.45平方メートルで、令和7年度までの利息を合わせた金額との説明がありました。

委員からは、この分はもともと計画にあったのか、分譲住宅地の整備は受託業者が行うのかとの質疑がありました。執行部からは、令和5年のPFI事業計画当初からであること、令和5年の導入可能性調査報告書でも対象地として示されており、令和6年2月2日の全員協議会にて、PFIアドバイザリー業務委託についての説明の中で示しているとの説明でありました。また、整備については、企業のほうに払下げをして企業が整備をするとの説明でした。

なお、委員からは、広場等の管理について誰が行うのか負担軽減について発言があり、執行部からは、議会より指摘を受けて検討中でまだ答えは出していないが、公園の区域と団地の区域を分けて管理をしていきたい。負担を減らすために草や木を減らす工夫はしていきたいとの説明で

ありました。

最後に、9款1項2目非常備消防費、17節備品購入費1,787万4,000円は、消防指揮自動車購入費、14節工事請負費1,083万4,000円が防災行政無線システムJアラート改修工事費です。財源はいずれも2,700万円の緊急防災・減災事業債で賄います。

委員からは、購入する車両、Jアラート改修内容について、それぞれ確認の質疑が出されました。執行部からは、車は本部の指揮車であること、防災行政無線はJアラートと連携しているが、国の情報が入ると自動起動してすぐに無線で流れるようなシステムになっており、警報などが新しくなり、更新が義務づけられているもので、それに対応するための工事になるとの回答でした。

なお、自動車購入費、無線改修工事費は全額令和8年度に繰越明許となります。

以上、議案第82号令和7年度うきは市一般会計補正予算（第4号）については慎重審査を行い、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しております。

以上、報告いたします。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託をしておりました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。2番、高木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高木亜希子君） 議題となりました議案第82号令和7年度うきは市一般会計補正予算（第4号）の所管に関する分は、当委員会に付託されましたので、審査の経過と結果を御報告いたします。当委員会では、12月12日に所管する各課の課長及び係長に出席を求め、詳細にわたり審査を行いました。主な質疑を御報告いたします。

まず、2款総務費、1項総務管理費、こども支援係で採用予定だった地域おこし協力隊1名が採用できなかった点については、保育士、看護師、保健師といった有資格者が望ましいとし、主に子供の居場所づくりや子育て支援、様々な子供関連の施策の創出をミッションとして予定していた。4月から募集していたが応募者がおらず、10月からの募集には若干応募者がいたが、生涯学習関係に従事したい方だったため、マッチングできなかった。採用できなかった部分はこども支援係の職員で補っていく体制をつくりたいとの説明を受けました。

応募がなくても業務は回せていて、その必要性は考えているかとの質問に対しては、子供関係の事業は非常に多く、新たな施策の創出は後回しになっている。そういったところの補助をして

もらえればと思っていた。次年度は機構改革でこどもみらい課もできるため、施策については職員で対応し、地域おこし協力隊の採用は考えていないとの回答でした。また、会計年度任用職員の保育士の年齢層についても指摘がありました。

8目企画費、18節ラグビータウンプロジェクト推進事業費補助金です。

ルリーロ福岡のガーデンパーク構想の状況について、質問と意見が出ております。ルリーロ福岡代表とのトップ会談については、9月、10月の2回実施されているとの説明を受けました。今後、運営費等を含め、ラグビータウンプロジェクトの実施母体としての能力があるのか否か、様々な側面からどのように情報を掌握していくのかを検討することも根幹にあると考えるとの説明でした。

委員からは、物価高騰などで一、二年遅れるのは仕方がないと思うが、今後協議するのであれば、年次スケジュールを立てて実施してもらわないと議会の責任が問われる。報告も特になく、今後の方針が見えない。チームの想定よりもトップリーグに昇格するのが早かったのではないかと。遠征費などの運営費に充当され、旧東校跡地をラグビーがしやすい環境に整備することへの投資に回せていないのではないかとといった意見が出されました。

また、他市も連携協定を締結しているが、そちらに流れてしまうのではないかとという質問に対しては、必ずしも連携協定がうきは市から離れていく原因になるとは捉えていないとの回答でした。

現在の利用頻度については、旧東校の現状は夜間の練習利用ができないが、選手が定期的に訪れ、草刈りなどの管理・確認を行っている。何かしら活用できないかは一生懸命検討中である。ライブビューイング等、市としても様々な支援はしていきたいと考えているとの回答でした。

3款民生費、1項3目老人福祉費、19節扶助費の1、384万円減の詳細については、養護老人ホーム7施設に措置するための委託費であり、当初予算は53人分だったが10月末で40人となったため、これを減額するものである。養護老人ホーム措置は、基本的に自分のことをできることが入所要件になっているが、そのような対象者がいなかったとの説明がありました。

7目障害者対策費、19節扶助費の内訳や原因についてですが、生活介護が約1,300万円、短期入所が462万円、施設入所支援が1,700万円、グループホームが2,740万円、就労継続支援Aが732万円、就労継続支援Bが2,508万円。病院から退院するという取組の中で、施設入所やグループホームが増加していること、また、A、Bについて利用者が増加していることが原因となっているとの説明を受けました。

2項児童福祉費、1目の返還金が高額と思うが、なぜかとの質問には、こども支援係、食育・健康対策係、学事係の3つの係の事業分を一括申請している。学童保育や一時預かり延長保育、産後ケアなど、様々な事業にまたがっているため、返還額が大きいとの説明を受けました。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目食育対策費は、健康ミネラル栽培農産物普及会の解散が正式決定したため、減額したものです。

10款教育費については特にありませんでした。

第82号議案に対する討論はなく、全会一致で議案を可決することに決しました。

以上、議案に対する委員会審査の御報告を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第82号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第10. 陳情第3号

○議長（江藤 芳光君） 日程第10、陳情第3号陳情書（うきは市内の子ども食堂に対し補助金の増額等財政面の支援）は厚生文教常任委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。2番、高木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高木亜希子君） ただいま議題となりました陳情第3号陳情書（うきは市内の子ども食堂に対し補助金の増額等財政面の支援）については、当委員会に付託されておりましたので、審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は12月12日に委員会を開催し、審査には陳情者に出席を求め、詳しく説明を受けました。慎重審査の結果、不採択とするものと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、陳情第3号の趣旨について陳情者の説明を受け、その後、質疑を行いました。

質疑では、まず、現在の運営状況等について各委員から質問がありました。

陳情者からは、現在第1・第3土曜日の月に2回開催である。コロナ禍の頃に開始した。当初は会食を想定してスタートしたが、コロナがあり、お弁当の配食となった。割合は高齢者が6割、それ以外の大人が1割、子供が3割程度である。当初の想定とは違う状況であるが、分け隔てなく受け入れるという形を取っている。現在は有料制度を取り入れており、高齢者が200円、大人が300円、子供が100円である。コロナも落ち着いたため会食に戻しているが、利用者の中には何らかの課題をお持ちの方もいるため、お弁当も続けている。また、支援者側については70代から80代の女性が主力を担っている。一部ボランティアとして朝倉光陽高校と浮羽究真館高校の高校生が数名参加してくれるようになったとの説明を受けました。また、あわせて収支決算や利用者の内訳などについても資料を基に説明を受け、今年度も様々な助成事業へ申請は行っていること、フードバンクなどからの食材支援が減少している状況であることを確認しました。

その後、所管する福祉事務所の所長、係長に、市としての考え方について詳細な説明を求めました。

委員からの市内にはほかに2つのこども食堂が開設されているが、補助金額増額の申請は来ているかとの質問に対しては、1か所は来ていない。もう1か所は今のところ問題なく運営できている。増額してもらえれば助かるとは言っていたとの回答でした。弁当の配布や、大人の利用者の方が多いというのは、こども食堂の目的と乖離していると思うが、ほか2か所の運営形態はどのようなものか。また、こども食堂事業費補助金の増額ではなく、物価高騰対策として臨時的な補助を行うといった考えはあるかとの質問に対しては、ほか2か所は会食形式で、子供たちが自分たちで食事作りから片づけまで行うという形を取られている。物価高騰対策については、国や県が備蓄米や支援金などの支援を行っている。臨時交付金となるとほかの事業とのバランスもあるため、国や県の動向を注視しつつ、対応を考えなければならないとは思っているとの回答でした。

なお、支出費目についての質問などもありました。

コマーシャルなどでの社会的なイメージの広がりや、こども食堂に対しては近年、安心して気軽に利用でき、食事などが提供される場所の側面が認知されてきています。誰でも参加できるということをこちらの食堂でも打ち出されています。しかし、陳情者に事業内容を伺ったところ、子供の貧困対策、子供の孤立・孤独対策のための居場所づくり、子供の成長の見守りという事業の目的を超えて、子供以外の年代の貧困対策、孤独・孤立など、本来であれば高齢者支援、そして障がい者支援、あるいは地域包括ケアシステムの文脈でカバーすべき対象者への支援を、任意のボランティア団体である陳情者の団体が担ってしまっているのではないかという懸念が生じました。

こども食堂を数年来運営し続けられていることに対しましては心より敬意を表します。しかし

ながら、審査、討論の中で、期間を区切った物価高騰対策として何らかの支援の必要性を感じるが、こども食堂補助事業としての補助金額を増額することは適切ではない、行政としてこども食堂補助事業と地域包括ケア事業などのすみ分けや考え方の整理をしてほしいとの意見が大勢を占めました。また、御幸や福富のように自治協議会を巻き込んで検討すると、食材集めなど、よりよい運営方法が見つかるのではないかと。開設当初断られたのだとしても、コロナ終息後にこども食堂が見直されてきているため、これからも働きかけを行っていくとよいのではないかとといった意見も出されました。

慎重審査の結果、陳情第3号については不採択とすることと決しましたので、ここに御報告いたします。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

委員長への報告に対する質疑をお受けします。質疑はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 不採択ということですが、1点お尋ねをしたいのが、よい子ども食堂の位置づけの問題というのがあるということだと思っています。

ただ、委員会からの報告の中で、弁当の配布や、大人の利用が多いというのは、こども食堂の目的と乖離しているというふうに記載があります。乖離していると思うがということも、これは委員会での話でどちらが言ったのかがよく分からないので、ちょっと確認させていただきたいなと思っています。

それと、こども食堂自体は市民の任意団体なので、運営そのものはいろんな形があるかというふうに思っています。そういう意味では、行政の課題としての指摘も一部この報告書の中には書いてあるというふうに思いますけれども、ただ、行政側の動きは全く見えないと。そういう意味では、他の自治体等の補助の在り方とかということについて比較検討されたのかどうか、その2点お尋ねしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高木亜希子君） まず、1点目の御質問に関しましては、これはあくまでも委員から質問の投げかけというような形の中での発言になります。

2点目に関しましては、近隣自治体の中でこども食堂に対しての要綱を定めている自治体の中から、お隣である久留米市、それと、人口規模が同じであるということで筑前町、この2か所について委員会内で検討資料としては各委員で確認をしております。

○議長（江藤 芳光君） ほかに質疑ございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 今回、不採択ということですが、よい子ども食堂が行っている活動内容、それから、子供や地域の果たしている役割そのものを否定しているものではないと。あくまでも制度上の整理に基づいての判断であったということによろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高木亜希子君） 組坂議員のおっしゃるとおりで、数年来、よい子ども食堂さんが続けてきておられること、これだけのボランティアの方々が、言うなれば地域食堂のような形で支えておられるということには各委員それぞれ敬意は表したいということで、ただ一方で、こども食堂の補助事業と今現在取り組んでおられる事業の整理、それと行政としてのこれからの考え方であるとか、もろもろの制度設計であるとか、そういったところに各委員が意見を申し添えたというような形であったかと思えます。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 今回の不採択の主な理由は、今、委員長報告があったとおり、高齢者や大人が多いこと、子供主体になっていないという認識、今報告で認識しているんですけど、それ以外の提供食数やら実施頻度、それから、子供への支援内容などには重大な問題はなかったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高木亜希子君） 提供内容ですとか、頻度ですとか、そういったところに関しては、資料のほうがですね……

○議長（江藤 芳光君） 議論があったかどうか、事実だけを。

○厚生文教常任委員長（高木亜希子君） そういった議論はありました。内容については、例えば、子供さんたちが自分で作れるような、簡易なところからでもいいのではないかとか、そういった話もありました。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員、3回目。

○議員（5番 組坂 公明君） 私はいろいろな形があっというと思っておりますから、どこのようにしなければならないやらという考えは毛頭。

今回というのは、僕はネックは、高齢者が6割、あるいはそれ以外の大人が1割で子供が3割というのがネックになっとなったのかなという思いがしてなりません。

今回の不採択というのは、現要綱に対してそぐわない。ただし、今回の陳情は物価高騰による支援のお願いなんですよね。そういった趣旨が読み取れるんですよ。だから、今後の制度の在り方、これを検討する材料として、僕は議会としては受け止めるべきだろうと考えております。今の制度をもう一回、そういったふうに私は理解しているんですけど、そういった考えはなかったのかを伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高木亜希子君） 物価高騰対策としての臨時的な支援については、行政に対してもやはり求めたいというところはありました。それについては所管課のほうにも申し上げ

たところでは。

ただし、こども食堂の補助事業の中でということになりますと、今現在、ほかにあと2か所取り組んでおられるところと足並みをそろえてというようなところも鑑みて、そういったところで要望としてはお伝えしたんですけれども、補助事業の中での取組ということだと不採択というところでの判断であったかと思えます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

それでは、これより陳情第3号についての討論を行います。討論ございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 結論は不採択ということでありましてけれども、私自身はこども食堂のところからも状況を把握しながら推移を見守っていましたがけれども、今、5番議員からあったように、今回の陳情というのは物価高騰における窮状を訴えた内容だったというふうに理解しています。そういう意味では、確かに制度上、3か所今やっていて、報告にもあるように2か所からは特に請求はないということになっていますけれども、ただ、1か所は増額してもらえればありがたいみたいな表現になっていましたけれども、それはそれとして、本来、陳情自体は妥当だというふうなところで考えていただければありがたいかなというふうに正直思っています。そのことで行政の姿勢というか、議会として市民の要望、意見を十分に受け止めていくことのほうがより重要じゃないのかなというふうに感じておりましたので、反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、賛成討論はございますか。7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 賛成討論をさせていただきます。

まずもって、今回、こども食堂を運営されている方については、本当に数年間、ボランティアとして一生懸命頑張っていることに対して敬意は表したいと思えます。ただ、今回の陳情書の内容というのは、あくまでこども食堂に対する補助金の増額であります。これを採択ということになれば、ほかに2か所やっておりますけど、当然同じように足並みをそろえて増額をしていかなければならないと。

今回陳情を出されたところのこども食堂の在り方について、先ほど委員長のほうからも報告がありましたように、子供が3割、あと、それ以外の方というのは7割、さらには、月2回実施しておりますけど、そのうち1回は会食、もう一回は弁当配食というふうな形の運営がなされてお

ります。特に今回いろいろありました。非常に運営的に厳しいという大きな要因は、その弁当配食ということが人数的な数からいってもかなり大きな部分を占めていると。そういったことになってくると、こども食堂としての運営の仕方、これをもう一回検討すべきではないかと。特に高齢者に対する弁当配食が非常に大きな割合を占めている。そういったときに、やっぱりやり方として自治協を巻き込んで、本当は地域包括的な要素も非常に含んでいるなどというところもあったので、もう一回活動のやり方を検討してみませんかということをそのとき伝えております。そういったもろもろを含めて、単に補助金を上げるということがあれば、それは非常にいいことをしているんだから当然それに対しては補助金を増額すべきだよと。これは私たちとしても非常に気が楽な部分でありますけど、財政的な負担というのはそれから先ずっとかかってくるわけですので、やっぱり慎重審議に、駄目なものはもう一回見直してくださいよということを伝えるべきであるということで、今回私としては不採択のほうに賛成をしておるわけであります。

もう一回そういった運営の在り方というのを見直してもらう、さらにはもっと幅広く、自治協というのがすぐそばにあるわけですから、そういったところも巻き込んで活動の輪を広げていく。それから、こども食堂の本来の活動の在り方ももう一回見直していくと。そういったことをやった上で、さらに補助金の増額が必要であるのであれば、それは改めてまた陳情していただければ、私たちが慎重審議にその分については受け止めていきたいというふうにも感じております。

さらに、ほかのこども食堂では、やっぱりそういった部分で厳しい中でも現状で、うきは市の補助金がほかの市町村と比べて低いのであれば、それは増額を考えるべきだと思いますけど、決して低くない、ちゃんとした補助金も今支払っているという現状でありますので、そういった意味では安易にそういったことを認めるべきではないということで不採択ということにしました。

そういった意味で、不採択に賛成の立場の意見として申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） それでは、次に反対討論の方いらっしゃいますか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 厚生文教常任委員会の中でも幾つか質疑を行いました。反対の意見を述べさせていただきました。それは、あくまでも今回の陳情の狙いは、現在、物価高騰対策、物価が大変上がって困っているということです。

本日も、これは東京の話ではありますけれども、朝日新聞に、物価高の波、食料配布に毎週数百人ということや、先日のクリスマスの折、県の宅地建物取引業協会からうきは市のほうにお菓子がプレゼントされ、それをまたよしい子ども食堂でも受けて、大変子供は喜んでいました。

数年間、販売のお手伝い等をしてきましたけれども、やはりここ数年、特に米騒動といえますか、令和の米騒動と言われる時期から大変お米も上がっておりますし、そのほかの食品も上がっております。それから、吉井自治協に対しても毎年のように、一緒にやりましょうという要望は

出されておるといふふうに聞いております。

このように、こども食堂の目的であることに対して、例えば、子供の居場所づくり、あるいは地域とのつながりを狙いとした活動をできるだけやってほしいとか、アレルギーのある子供への配慮をしてほしい等々のうきは市こども食堂補助金募集要項の留意事項にあり、そのようなことに対して真摯に取り組んであるのではないかというふうに思っています。

結論的に言えば、今の物価高騰の折、1回当たり8,000円の経費の中で食材その他もろもろをされてありますので、これからのことを考えていけば、やはり物価高騰の折、補助金の増額をすることは決して安易に認めるのではなく、実態に即した陳情であるということを考え、不採択に反対いたします。

○議長（江藤 芳光君） 次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） なければ、これで討論を終わりたいと思いますが、よろしいですか。

（発言する者あり） 反対討論どうぞ。組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 質問をさせていただきましたので、先ほどの質疑というか、質問で確認したんですけど、本陳情に対する不採択というのは、よい子ども食堂の活動そのものを否定しているものではないと。現行制度との整理による判断で不採択としたんだなという思いでございます。

一方で、資料を頂いている、月2回の食事の提供をはじめ、チェックがある子供の生活習慣支援、学習支援、地域との交流など、そういった実態もある。だから補助金も出されているんだろうと思いますけど、今回はあくまでも物価高騰の中でこうしたこども食堂が厳しい状況に行われているという、その陳情の趣旨まで否定すべきではないと考えております。今後の在り方、支援の在り方を検討する材料として、議会としては受け止めることが妥当じゃなかろうかと考えております。

よって、本陳情については、私は趣旨採択することを求めて討論したいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで討論を終わりますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、これで討論を終わります。

本案は起立により採決をいたします。本案を不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、賛成多数で陳情第3号は委員長の報告のとおり不採択と決し

ました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開を10時35分とします。休憩します。

午前10時18分休憩

午前10時35分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

日程第11. 追加議案上程

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第11、追加議案上程を行います。

議案第100号から議案第109号まで10件を上程いたします。

日程第12. 市長の提案理由説明

○議長（江藤 芳光君） 日程第12、市長の提案理由の説明を求めます。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） それでは、追加議案の内容について御説明を申し上げます。

その前に、休憩前に陳情の不採択の決議がございまして、内容については聞かせていただいたところがございます。議会の御議論の内容をしっかりと加味した上で、我々としても制度設計について見直しを図りたいというふうを考えておりまして、現在、福祉事務所、所管担当のほうとも話を進めているところがございます。議論の途中にもありましたように、物価高騰という、市民全ての皆様が大変苦しい思いをしているさなかでございますので、そういったところにしっかりと裨益するようなことに努めていきたい。一方で、補助の制度でございますので、制度設計上、制度の趣旨、そういったものにしっかりとかなう制度設計について、今後、制度を改める方向で検討させていただきたいというふう考えておりますので、一言申し述べさせていただきたいと思っております。

それでは、追加提案の理由について御説明を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、条例案件5件、予算案件5件でございます。

議案第100号は、令和7年度うきは市一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

予算額に2億4,900万7,000円を追加し、補正後の予算総額を191億8,320万5,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、人事院勧告に基づく給与や手当等の改定などとして、2款1項総務管理費4,771万1,000円の増額並びに3款1項社会福祉費1,102万円の減額補正でございます。また、国の物価高対応子育て応援手当等として、3款2項児童福祉費8,985万8,000円、また、8款4項住宅費では、西隈上団地解体工事費用として8,309万2,000円

を追加いたしております。

また、歳入では、15款2項国庫補助金1億2,676万1,000円、19款1項基金繰入金1億2,224万6,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第101号は、令和7年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

こちらは歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳出予算の組替えを行う内容でございます。

歳出は、1款1項総務管理費138万2,000円を減額し、8款1項予備費を増額するものでございます。

議案第102号は、令和7年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億821万3,000円とするものでございます。

歳入は3款1項他会計繰入金を、歳出は1款1項総務管理費を41万8,000円増額するものでございます。

議案第103号は、令和7年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ496万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億5,163万4,000円とするものでございます。

歳入は5款1項基金繰入金を、歳出は1款1項学校管理費を496万7,000円増額するものでございます。

議案第104号は、令和7年度うきは市下水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

収益的支出では、2款1項営業費用に445万4,000円を追加し、13億2,542万6,000円とするものでございます。並びに、資本的支出では、4款1項建設改良費に83万4,000円を追加し、8億2,180万6,000円とするものでございます。

議案第105号は、うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

この議案第105号から議案第106号うきは市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第107号うきは市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第108号うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第109号うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでにつきましては、いずれも令和7年度の人事院勧告及び近隣市の状況を踏まえ、それぞれ

の条例の一部を改正するものでございます。

以上、追加議案の概要につきまして御説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては、議題とされました際、担当課長より改めて説明をさせます。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

日程第13、議案第105号

○議長（江藤 芳光君） それでは、日程第13、議案第105号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 総務課、浦でございます。よろしくお願いいたします。

議案書1ページを御覧ください。

議案第105号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年12月18日。うきは市長権藤英樹。

議案書の2ページから10ページにかけて記載をしているところでございます。

令和7年8月に人事院が行いました本年の国家公務員給与改定勧告は、国家公務員の期末勤勉手当につきまして民間の支給状況を反映して、支給月数を一般職員、再任用職員について0.05月引き上げることとし、本年度は12月期の期末勤勉手当を引き上げまして、令和8年度以降は6月期と12月期の勤勉手当をそれぞれ一般職員、再任用職員、0.25月引き上げることとされたところでございます。

また、月例給につきましては、民間給与との較差が3.62%であり、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、大卒初任給を1万2,000円、高卒初任給を1万2,300円引き上げるなど、給料表の改定となっております。

本市におきましては、人事院勧告の趣旨、福岡県、近隣市の状況等を総合的に判断いたしまして、人事院勧告のとおり期末手当の支給率の引上げと給料表の改定を行うこととしております。その他、人事院勧告に基づき、通勤手当の支給区分の変更に伴う改正を行うこととしております。あわせて、令和8年度からの組織機構の改編に伴い、等級別職務基準表の変更について改正を行うこととしております。

ここから新旧対照表を使って説明をさせていただきたいと思います。

新旧対照表1ページを御覧ください。

第12条第3項におきまして、通勤手当の支給額を引き上げるものでございます。最小200

円から最大で7, 100円までの範囲で引き上げるものとなります。

2ページをお開きください。

第20条第2項、第3項におきまして期末手当を、また、第21条第2項におきまして勤勉手当について、人事院勧告と同率の引上げ改定の提案をさせていただいているものでございます。

2ページの下段から9ページまでにかけて、別表第1として人事院勧告等を踏まえた給料表を掲載しております。

10ページをお開きください。

改正条例案第2条についての記載でございます。

扶養親族の数の変更等に係る事項である第10条を削除しまして、第9条第5項において規則に委任する事項を定めるものです。

11ページをお開きください。

第12条第3項において、第1条で、改正した通勤手当に係る改正内容も含めて規則に委任する規定を整備するものでございます。

12ページをお開きください。

12ページから13ページにかけて、第20条第2項、第3項におきまして期末手当を、また、第21条第2項におきまして勤勉手当について、令和8年度の支給率を6月期、12月期に平準化する内容でございます。

13ページをお開きください。

13ページから15ページにかけて、組織機構の再編に合わせて等級別基準職務表の改定を行うものでございます。

議案書にお戻りいただきたいと思っております。

議案書10ページとなります。

附則として、第1条、第2条においてそれぞれの施行期日について定めているものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第105号につきましては委員会付託を省略したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第105号は可決することに決しました。

日程第14、議案第106号

○議長（江藤 芳光君） 日程第14、議案第106号うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 議案書11ページでございます。

議案第106号うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年12月18日。うきは市長権藤英樹。

次のページを御覧ください。

本件につきましては、人事院勧告を踏まえるとともに、福岡県や近隣市の給与改定の状況を勘案しながら期末手当の支給率の改正を行うものでございます。

特別職に関しましては総務省通知におきまして、特別職の期末手当についても国の指定職職員の期末手当に準じて所要の措置を講じることが適当であると示されておるところでございます。

人事院勧告におきまして指定職職員についても期末手当を0.05月引き上げる勧告が出されておりますので、うきは市におきましても期末手当支給率を同じく0.05月引き上げるところで、年3.45月から3.5月に改定をするものでございます。

第1条におきましては、令和7年度において12月期に支給する期末手当の支給率を1.725月から1.775月に改めるものでございます。

第2条は、令和8年度以降におきまして0.05月の引上げを平準化するために、第1条で改正をした1.775月を1.75月に改めるものでございます。

附則に関しましては、この施行期日を定めるものとなっております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第106号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第106号は可決することに決しました。

日程第15. 議案第107号

○議長（江藤 芳光君） 日程第15、議案第107号うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 議案書13ページでございます。

議案第107号うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年12月18日。うきは市長権藤英樹。

この案件につきましては先ほどの議案第106号と同様に、令和7年の人事院勧告を踏まえるとともに、福岡県や近隣市の状況を勘案しながら特別職の職員の期末手当の支給率を改正するとともに、地域手当の支給を行う改正でございます。

下のほうに附則が記載されております。第1条、第2条におきまして、施行期日をそれぞれ定めておるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第107号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第107号は可決することに決しました。

日程第16. 議案第108号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第16、議案第108号うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 議案書15ページでございます。

議案第108号うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年12月18日。うきは市長権藤英樹。

16ページでございます。

この案件につきましては先ほどの議案と同様、本年の人事院勧告を踏まえ、自動車学校職員の給与の改定を行うものでございます。

附則が記載されております。第1条、第2条において、今回の改定に係る施行期日等をそれぞれ定めておるものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第108号についても委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第108号は可決することに決しました。

日程第17. 議案第109号

○議長（江藤 芳光君） 日程第17、議案第109号うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 議案書22ページをお願いいたします。

議案第109号うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年12月18日。うきは市長権藤英樹。

次のページをお願いいたします。

改正案について、23ページから24ページにかけて記載をしております。先ほどの議案と同様、本年の人事院勧告等を踏まえ、会計年度任用職員の期末勤勉手当について改正を行うものでございます。

うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例では、会計年度任用職員の期末手当につきまして、常勤職員であるうきは市職員の給与に関する条例の期末手当の支給率を読み替えるものとしております。

第16条及び第26条において、会計年度任用職員の期末手当を規定する条文となっておりますが、支給率については0.05月の増額を行うものとなります。

23ページになります。

附則でございます。第1条、第2条において、今回の改定に係る施行期日等についてそれぞれ定めておるものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第109号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第109号は可決することに決しました。

日程第18、議案第100号

○議長（江藤 芳光君） 日程第18、議案第100号令和7年度うきは市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

まず、予算書についての説明を求めます。財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） 財政課、高瀬でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、追加補正予算でございます。今回の追加補正予算案の内容につきましては、先ほど市長の提案理由の説明の中でもありましたように、人事院勧告等による人件費の増額、物価高騰下における子育て世帯への支援策及び西隈上団地等整備事業に係る歳出予算の補正でございます。そして、これに伴う財源として歳入予算の補正を行っているところでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

議案第100号令和7年度うきは市一般会計補正予算（第5号）。

令和7年度うきは市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,900万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億8,320万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月18日提出。うきは市長権藤英樹。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 次に、給与等並びに給与等に関連する歳出予算についての説明を求めます。総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 補正予算書38ページをお開き願います。

特別職の給与費明細書についてでございます。

一番下の比較の欄の期末手当が長等8万4,000円、議員25万5,000円、教育長3万5,000円の増額をしております。

主な要因ですが、先ほど御議決賜りました議案第106号うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、それから、議案第107号うきは市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例において、令和7年分の人事院勧告を踏まえた期末手当の支給率0.05月の引上げを反映したものでございます。また、期末手当の増額に合わせて、共済費について2万5,000円の増額を行うものでございます。

次のページを御覧ください。

会計年度任用職員以外の職員の人件費の補正についてでございます。

給与費につきましては、給料1,958万2,000円、職員手当1,219万3,000円、合計3,177万5,000円の増額となっております。また、退職手当組合負担金につきましては274万1,000円、共済費につきましては1,050万3,000円の増額となっております。

給与費等の増額の主な要因としましては、先ほど御議決を賜りました議案第106号、議案第108号において、令和7年分の人事院勧告を踏まえた期末手当の支給率0.05月の引上げ及び給料表の改定、通勤手当の支給区分の改定に伴う遡及、それらに伴う退職手当、共済費の増額を反映したものでございます。

次のページを御覧ください。

会計年度任用職員の人件費の補正についてでございます。

給与費につきましては、報酬2,482万7,000円、職員手当645万4,000円、共

済費75万1,000円、合計3,203万2,000円の増額となっております。

給与費等の増額の主な原因としましては、先ほど御議決賜りました議案第109号において、令和7年分の人事院勧告を踏まえた期末勤勉手当の支給率の引上げ及び給料表の改定に伴う遡及、また、それらに伴う共済費の増額を反映したものでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、給与等に関連する歳出予算以外の歳出予算について、項ごとに担当課長より重点事項を説明いただき、質疑に入りたいと思います。

まず、3款2項児童福祉費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 福祉事務所、宮崎でございます。よろしく願いいたします。

予算書19ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費8,866万7,000円の補正額のうち、国の総合経済対策の一つである物価高対応子育て応援手当事業に係る費用として8,986万1,000円を計上しております。

この給付金は、物価高の影響が長期化し、その影響を強く受けている子育て世帯への生活を支援する取組として、ゼロ歳から高校生年代までの子供を養育する保護者に、対象児童1人につき2万円を支給するものとなっております。

歳出の内訳は、1節報酬、3節職員手当等、4節共済費、合わせて115万1,000円は、会計年度任用職員1名を4か月雇用するための報酬と正規職員の時間外手当になります。

12節の委託料179万6,000円は、事務処理に必要なシステム改修委託費用を計上しております。

18節、物価高対応子育て応援手当金については、1人2万円の4,300名分を計上しております。財源については全額国庫補助になります。

給付の時期についてですが、現在システム改修の対応に時間を要することが懸念されております。3月中旬までには給付をできる予定としておりますけれども、可能な限りできるだけ早くお届けできるようにと考えております。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わります。

次に、8款4項住宅費の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） おはようございます。建設課、雨郡でございます。

補正予算書30ページをお願いいたします。

8款4項4目住宅建設費でございます。補正額としまして8,200万円でございます。

内容としましては、14節工事請負費、今回、西隈上団地の解体工事によりやく入ることができるようになってきました。その分に伴う増額でございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） アスベストの検査はここに入っているんですかね。また、もし出たときには追加補正はあるのかどうか、確認したいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 雨郡課長。

○建設課長（雨郡 智也君） アスベストの調査なんですけど、アスベストの調査を今回やりまして、アスベストは今回出ます。アスベストの対策費も含んだお金がこの中に計上しております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございますか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 今回、解体費ということで、また3月に減額するという説明が、設計委託料のほうですかね、そういった説明があったと思いますけど、令和6年8月に7年、8年、9年というふうに予算、債務負担行為をやったんですかね、あの説明書きがどう変化しているのか、ちょっと御説明いただければと。あれは8年度に解体費が上がったと思うんですけど、それを今回前倒しで2億幾らか解体費で上がったけど、その分を前倒しで8,200万円使うということでよろしいのか、伺いたしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 雨郡課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 以前上げていた予定としましては、取られた想定というところで最初に調査を7年やりまして、調査とか設計とかそちらをやりまして、8年度から解体、建築というところの予定で想定しておりました。

今回のところでお金在实际変わってきているということもございますが、実際こちらの分につきましては、今回、住宅のもともといらっしゃった西隈の部分の方々の移転が済みまして、その後アスベスト調査を行いまして、当初予定よりちょうど半年ぐらい前倒しの形で順調に進んでおるところで今回のお金を解体費用として計上した次第でございます。

細かい数字の何が変わったかということにつきましては、当初は想定で上げておりますので、

業者さんが決まりまして、その後に調整した結果が今の状況でございます。よろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 大体分かりました。当初の計画から変更がある場合にあっては、あれは総額で上がった分だろうと思いますから、そういった部分部分ですとトータルがどうなるのかが分からないようになりますから、そこはその都度御説明いただければと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで8款4項の質疑を終わります。

最後に、歳入についての説明を求めます。財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） それでは、予算書8ページをお願いいたします。

15款2項2目民生費国庫補助金の物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金8,986万1,000円は、歳出3款2項1目の18節、物価高対応子育て応援手当金等の財源となるものでございます。

その次の15款2項4目土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金3,690万円は、歳出8款4項4目の西隈上団地解体工事費の財源となります。

続きまして、9ページでございます。

19款1項1目財政調整基金繰入金1億2,224万6,000円の増額補正でございます。職員人件費の増額等に伴い、財政調整基金から繰入れを行うものでございます。この繰入れによりまして、本年度予算における財政調整基金からの繰入金は5億1,700万8,000円となっております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

これで議案第100号の質疑を終わります。

お諮りします。議案第100号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決し

ました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第100号は可決することに決しました。

日程第19. 議案第101号

○議長（江藤 芳光君） 日程第19、議案第101号令和7年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

説明を求めます。保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第101号令和7年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月18日提出。うきは市長権藤英樹。

4ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費138万2,000円の減額補正でございます。

5ページをお願いいたします。

8款1項1目予備費138万2,000円の増額補正です。先ほどの一般管理費で減額した分を、同額、予備費を増額するものでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 次に、給与等に関する説明を求めます。総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 総務課でございます。

6ページを御覧ください。

会計年度任用職員以外の職員の人件費の補正について説明させていただきます。

給与費につきましては、給料で42万6,000円の減額、職員手当で103万8,000円

の減額、合計146万4,000円の減額となっております。退職手当組合負担金についても6万円の減額、共済費について14万2,000円の増額となっており、いずれも人事院勧告の反映によるものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第101号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第101号は可決することに決しました。

日程第20、議案第102号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第20、議案第102号令和7年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

説明を求めます。保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第102号令和7年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億821万3,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額

は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月18日提出。うきは市長権藤英樹。

6ページをお願いいたします。

3款1項1目一般会計繰入金41万8,000円の増額補正でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

歳出です。1款1項1目一般管理費41万8,000円の増額補正でございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 次に、給与等に関する説明を求めます。総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 8ページを御覧ください。

会計年度任用職員以外の職員の人件費の補正についてでございます。

給与費につきましては、給料で14万2,000円の増額、職員手当で7万2,000円の増額、合計21万4,000円の増額となっております。退職手当組合負担金については2万円の増額、共済費について4万2,000円の増額となっております。いずれも人事院勧告を反映するものでございます。

9ページをお開き願います。

会計年度任用職員の人件費の補正についてでございます。

給与費につきましては、報酬10万5,000円、職員手当3万2,000円、共済費5,000円、合計14万2,000円の増額となっております。

増額の主な原因としましては、いずれも人事院勧告の内容を反映したものととなります。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第102号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第102号は可決することに決しました。

日程第21. 議案第103号

○議長（江藤 芳光君） 日程第21、議案第103号令和7年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（松竹 信彦君） 自動車学校の松竹でございます。よろしくお願いいたします。

自動車学校特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第103号令和7年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ496万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,163万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月18日提出。うきは市長権藤英樹。

それでは、説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。5款1項1目財政調整基金繰入金に496万7,000円の増額補正を計上いたしております。これは人件費補正に伴う繰入れでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 次に、給与等に関する説明を求めます。総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 8ページを御覧ください。

会計年度任用職員以外の職員の人件費の補正についてでございます。

給与費につきましては、給料で203万円の増額、職員手当で173万6,000円の増額、合計376万6,000円の増額となっております。共済費につきましては86万2,000円の増額となっております。いずれも人事院勧告を反映するものになります。

9ページをお開き願います。

会計年度任用職員の人件費の補正についてでございます。

給与費につきましては、報酬39万2,000円、職員手当10万9,000円、共済費1万8,000円、合計51万9,000円の増額となっております。

増額の主な要因としましては、人事院勧告の内容を反映したものとなります。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第103号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第103号は可決することに決しました。

日程第22、議案第104号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第22、議案第104号令和7年度うきは市下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課、瀧内です。よろしくお願いいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

議案第104号令和7年度うきは市下水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和7年度うきは市下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第2款下水道事業費用445万4,000円の増、計13億2,542万6,000円。
第1項営業費用445万4,000円の増、計11億6,954万8,000円。

第3条、補正予算（第3号）第3条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対する不足額349,861千円は、当年度分損益勘定留保資金349,861千円で補てんするものと

する。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第4款下水道事業資本的支出83万4,000円の増、計8億2,180万6,000円。第1項建設改良費83万4,000円の増、計1億9,120万9,000円。

令和7年12月18日提出。うきは市長権藤英樹。

2ページをお願いします。

補正予算実施計画です。今回、人事院勧告等に伴う人件費の補正となります。

収益的支出、2款1項5目総係費445万4,000円の増。

資本的支出、4款1項1目管路建設改良費83万4,000円の増。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 次に、給与等に関する説明を求めます。総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 3ページをお願いいたします。

会計年度任用職員以外の職員の人件費の補正についてでございます。

給与費につきましては、給料で179万3,000円の増額、手当で188万8,000円の増額、合計368万1,000円の増額となります。法定福利費について106万8,000円の増額となっており、全てを合計し474万9,000円の増額となります。

増額の主な要因としましては、人事院勧告の内容を反映したものととなります。

次のページをお願いいたします。

会計年度任用職員の人件費の補正についてでございます。

給与費につきましては、報酬21万3,000円、職員手当6万3,000円、法定福利費1万円、合計28万6,000円の増額となっています。

増額の主な要因としましては、人事院勧告の内容等を反映したものととなります。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第104号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第104号は可決することに決しました。

日程第23. 閉会中の調査の申出について

○議長（江藤 芳光君） 日程第23、閉会中の調査の申出についてを議題といたします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会から、タブレットに掲載のとおり、それぞれ閉会中の調査の申出がっております。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることに決しました。

○議長（江藤 芳光君） 以上で全ての議案の審議が終了いたしました。

お諮りします。本会議において議決された案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条によりその処理を議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字、その他の整理につきましては議長に委任していただくことに決定をいたしました。

ここで市長から御挨拶の申出がっておりますので、これを許可します。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 議長のお許しをいただきましたので、定例会の閉会に当たりまして一言お礼と御挨拶を申し上げます。

12月5日から本日まで開会いたしました本定例会におきまして、議員の皆様には本会議並びに各委員会を通して、連日慎重に御審議を賜り感謝を申し上げます。また、一部議案の修正で議員の皆様には大変御迷惑をおかけし、改めておわびを申し上げます。おかげさまをもちまして、いずれの議案も御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては、これを尊重し、今後の市政運営に活かしてまいります。

結びになりますが、議員の皆様におかれましては健康に留意され、よき新年を迎えていただきますとともに、今後ともうきは市の市勢発展のために御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

して、閉会に当たっての御挨拶をさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） 報告をいたします。3月定例会の開会日は、2月27日金曜日開会予定といたしておりますので、御報告をしておきたいと思えます。

これもちまして令和7年第5回うきは市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時32分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 藤 芳 光

署名議員 中 野 義 信

署名議員 佐 藤 湛 陽